

愛知県人権尊重の社会づくり条例第10条に規定する 表現活動の概要の公表にあたっての事務処理要領

1 趣旨

本事務処理要領は、愛知県人権尊重の社会づくり条例（以下「条例」という。）第10条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「ヘイトスピーチ」という。）に関する表現活動（県の区域内の道路等の公共の場所における行進、示威運動等による表現行為）の概要を公表するために必要な事項等を定める。

2 事務局

当該事務の事務局は県民文化局人権推進課（以下「人権推進課」という。）に置く。

3 ヘイトスピーチが行われた旨の申出

(1) 申出者

表現行為の対象とされた者に限定せず、県民であるかも問わない。

(2) 対象となる表現活動

愛知県内で行われたヘイトスピーチのおそれのある表現活動とする。

(3) 申出内容

申出内容は、当該表現活動の「時期（いつ）」「場所（どこで）」「内容（どのような表現行為か）」「これらの事実を証するもの」の4項目とする。なお、「これらの事実を証するもの」とは、公開されている動画のURLや表現行為を撮影したデータ等とする。

(4) 申出方法

申出者は、別紙様式1により、事務局あてに申出を行う。なお、申出は、基本的にはメールにより行うが、持参、郵送及びFAXでも可とする。

(5) 申出者への対応

ヘイトスピーチが行われた旨の申出は、公表の対象となり得る事案を把握するためのものであり、法律的に申出者に権利を設定したり、知事に応答義務を課したりするものではない。

4 審議会での調査審議

(1) 申出の確認

事務局は前記3により行われた申出に対して、関係書類等の記載に不備があったり不明瞭な理由となったりしていないか等を確認し、必要に応じて、申出者に修正等を行わせることができる。

(2) 審議会の開催

関係書類等が整い次第、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を開催し、条例第11条に規定する事項について調査審議するものとする。

なお、審議会は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進部会（以下「専門部会」という。）の開催をもって代えることができる。

ただし、申出に係る表現行為の内容が明らかでない場合、又は、ヘイトスピーチに該当しないことが明らかな場合には、審議会の意見聴取をすることなく、事務局で判断できるものとし、審議会には事後的に報告することで足りるものとする。

【審議会での審議事項】

- ・ヘイトスピーチが行われたかどうか。
- ・行われたと認められる場合にあっては、公表することによりヘイトスピーチの解消を阻害するとき等に該当するかどうか。
- ・ヘイトスピーチの解消を阻害するとき等に該当しないと認められる場合にあっては、公表の内容について。

(3) 審議会における調査

条例第 12 条により、審議会は、事務局を通じて、又は、直接、申出者に対して資料の提出を求めたり、適当と認める者に対して必要な調査をしたりすることができる。また、申出のあった表現行為を行った者に対し、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

5 公表等

条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、審議会での意見聴取の結果、公表することになった場合には、記者発表をした上で、別紙様式 2 により、人権推進課のウェブページ上でヘイトスピーチの概要を公表する。

公表する内容は、「表現活動の行われた年月日」、「表現活動の行われた場所」、「表現行為の内容」及び「表現活動の説明」とする。

なお、公表する概要には、ヘイトスピーチを行った者の氏名や団体の名称、住所等は含まない。

6 留意事項

- (1) 事務処理にあたっては、条例及び条例の解釈運用基準に基づいて行うものとする。
- (2) 申出から公表までの経過は非公開とする。

7 準用

事務局においてヘイトスピーチが行われたおそれのある表現活動を把握した場合には、本事務処理要領を準用する。

附 則

この事務処理要領は、2022 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この事務処理要領は、2025年3月11日から施行する。

年 月 日

愛知県知事 殿

愛知県人権尊重の社会づくり条例第 11 条に規定する本邦外出身者に対する
不当な差別的言動である表現活動が行われた旨の申出

以下のとおり、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われたおそれがあります
ので、申出をします。

1 表現活動が行われた時期

※公表は年月日までとしますが、できるだけ詳しく記載してください。

2 表現活動が行われた場所

※公表は市区町村までとしますが、できるだけ詳しく記載してください。

3 表現活動の内容（どのような表現行為か）

※公表は表現行為の内容までとしますが、活動の行われた状況も含め、できるだけ詳
しく記載してください。

4 これらの事実を証するもの

※表現活動の動画等がインターネット上で公開されている場合は URL を記載してくだ
さい。表現行為を撮影したデータ等がある場合は、別ファイルでお送りください。

◎申出者の連絡先

※表現活動の内容等を確認するために、御連絡をする場合がありますので、差し障りの
ない範囲で御記入ください。なお、申出者の情報は公開しません。

氏 名：

メールアドレス：

電話番号：

年 月 日

愛知県人権尊重の社会づくり条例第 10 条の規定に定める本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する表現活動の概要の公表

愛 知 県

愛知県人権尊重の社会づくり条例（以下「条例」という。）第 16 条の規定により設置する愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の意見を踏まえ、以下のとおり条例第 10 条の規定に基づき表現活動の概要を公表する。

1 表現活動の概要

- (1) 表現活動の行われた年月日
○○○○年○月○日
- (2) 表現活動の行われた場所
○○○内<市区町村レベルで明記>
- (3) 表現行為の内容
- (4) 表現活動の説明

2 県の対応

条例第 16 条の規定に設置する審議会の意見を踏まえ、以下のとおり条例第 10 条の規定に基づき表現活動の概要を公表する。

- (1) 条例第 16 条の規定により設置する審議会に諮ったところ、上記 1 の表現活動は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたと認められるとする審議会の意見を聴取した。
- (2) この審議会の意見を踏まえ、県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたものと認め、条例第 10 条の規定に基づき、本件の公表を行う。

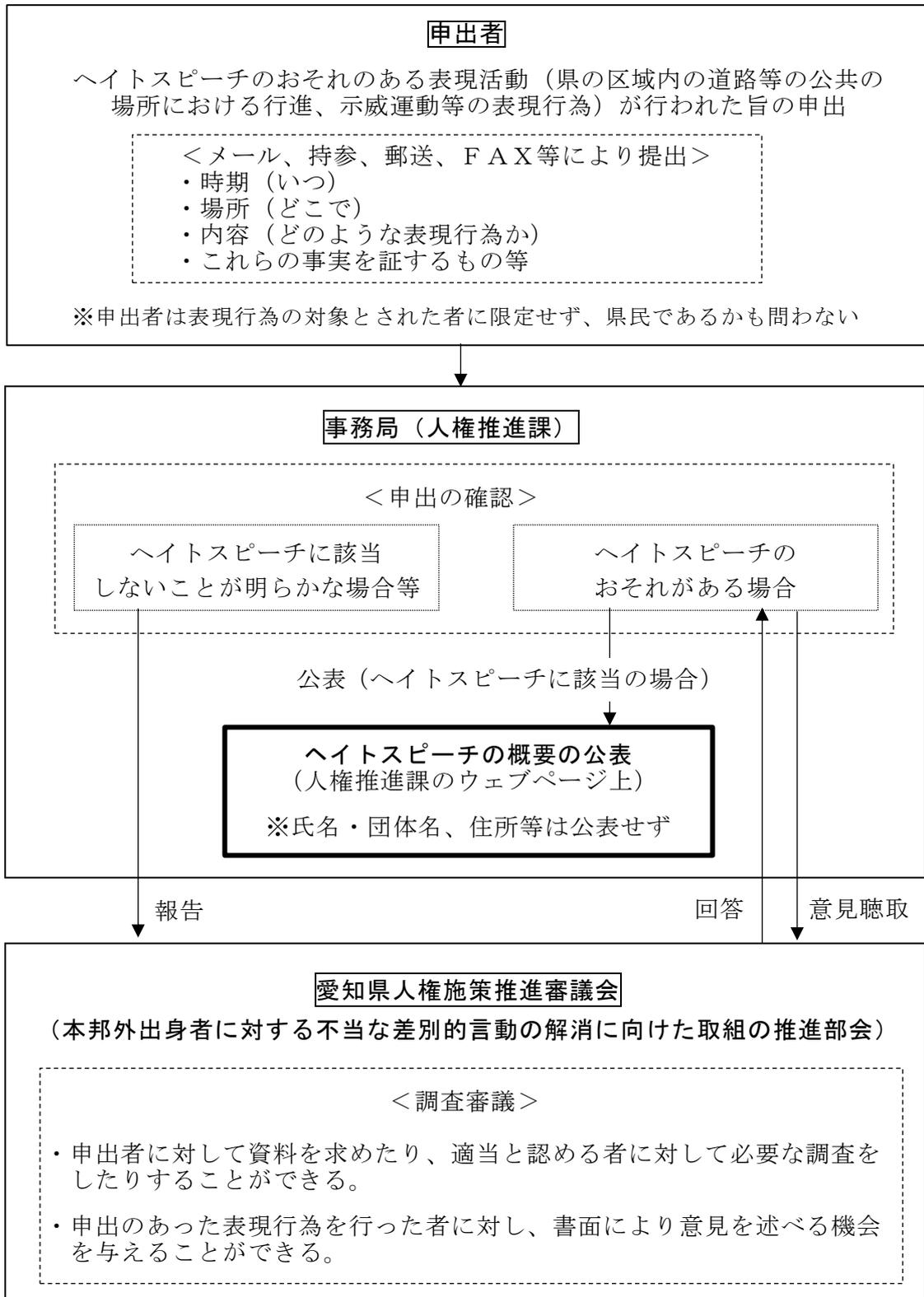
<県民及び事業者の皆様へ>

本邦外出身者に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等、条例前文に例示した属性や状態等を理由として、差別意識を助長し、または誘発する目的で行われる言動は決してあってはならないものです。

一般的抽象的には問題とならない表現活動であったとしても、前後の文脈によっては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動になることもあります。

今回、公表した表現活動を参考に、このような言動が行われることがないよう、御理解・御協力をお願いします。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）
に関する表現活動の概要の公表に係るフロー図



注：上記のフロー図は、申出の場合であるが、事務局においてヘイトスピーチが行われたおそれのある表現活動を把握した場合にも準用する。